

【 社会福祉法人 朋 愛 会 行動計画（第7回） 】

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と家庭を両立させながら、その能力を十分に発揮し、安心して働ける雇用環境を整備すると共に、次世代育成支援について地域に貢献するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年 9月 1日から令和 7年 8月31日までの2年間

2. 内 容

I. 雇用環境の整備に関する事項

(1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活の両立等を支援するための雇用環境の整備

目 標 1 子の看護休暇の対象年齢を小学校5年生までの子と認めているが、対象年齢を小学校6年生までに引き上げる。また、同居、別居を問わず孫についても看護休暇を新設し、年間5日間を限度として取得できるよう改定する。

| 《期 間》 | 《対 策》 |
|----------|---|
| 令和 5年10月 | 職員の具体的ニーズ把握のために、アンケート調査を実施する。 |
| 令和 5年12月 | アンケート結果を分析し、問題点ならびに課題について検討し、安全衛生委員会で具体的内容について審議する。 |
| 令和 6年 4月 | 素案を作成し、職員会議ならびに文書等で周知を図り、職員の意見を集約し検討する。 |
| 令和 6年 5月 | 改正条文を作成し、安全衛生委員会で最終審議を行う。 |
| 令和 6年 6月 | 法人理事会・評議員会の審議事項として承認を受ける。 |
| 令和 6年 7月 | 就業規則等を改正し、職員に周知を図る。 |

目 標 2 同居・別居を問わず75歳以上の父母ならびに配偶者の父母に対し負傷または疾病等に罹患している事実が確認できる場合に限り当該家族が1人の場合は、1年間につき5日間、2人以上の場合は、1年間につき10日を限度として、親の看護休暇を取得することができるよう定めているが対象年齢を70歳までに引き下げる。また、同居・別居を問わず父母ならびに配偶者の父母が介護保険被保険者証の要介護状態区分等に「要支援1」と認定された場合は、年齢制限を設けず負傷または疾病等に罹患している事実が確認できる場合に限り当該家族が1人の場合は、1年間につき5日間、2人以上の場合は、1年間につき10日を限度として、親の看護休暇を取得することができるよう改定する。

| 《期 間》 | 《対 策》 |
|----------|---|
| 令和 5年10月 | 職員の具体的ニーズ把握のために、アンケート調査を実施する。 |
| 令和 5年12月 | 現状を分析し、問題点ならびに課題について検討する。 |
| 令和 6年 4月 | 素案を作成し、職員会議ならびに文書等で周知を図り、職員の意見を集約し検討する。 |

| | |
|----------|---------------------------|
| 令和 6年 5月 | 改正条文を作成し、安全衛生委員会で最終審議を行う。 |
| 令和 6年 6月 | 法人理事会・評議員会の審議事項として承認を受ける。 |
| 令和 6年 7月 | 就業規則等を改正し、職員に周知を図る。 |

目標 3 妻が出産する場合、第二子以後の出産の場合は、特別休暇として3日間の有給日を定めているが、5日間の有給日に変更する。

| 《期 間》 | 《対 策》 |
|----------|---|
| 令和 5年10月 | 職員の具体的ニーズ把握のために、アンケート調査を実施する。 |
| 令和 5年12月 | アンケート結果を分析し、問題点ならびに課題について検討し、安全衛生委員会で具体的内容について審議する。 |
| 令和 6年 4月 | 素案を作成し、職員会議ならびに文書等で周知を図り、職員の意見を集約し検討する。 |
| 令和 6年 5月 | 改正条文を作成し、安全衛生委員会で最終審議を行う。 |
| 令和 6年 6月 | 法人理事会・評議員会の審議事項として承認を受ける。 |
| 令和 6年 7月 | 就業規則等を改正し、職員に周知を図る。 |

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標 4 有給で取得することができるボランティア休暇を新設し、年間3日間を限度として、地域貢献に役立つ人材を育成する。

| 《期 間》 | 《対 策》 |
|----------|---|
| 令和 5年10月 | 職員の具体的ニーズ把握のために、アンケート調査を実施する。 |
| 令和 5年12月 | 現状を分析し、問題点ならびに課題について検討する。 |
| 令和 6年 7月 | 素案を作成し、職員会議ならびに文書等で周知を図り、職員の意見を集約し検討する。 |
| 令和 6年10月 | 条文を作成し、安全衛生委員会で最終審議を行う。 |
| 令和 6年12月 | 法人理事会・評議員会の審議事項として承認を受ける。 |
| 令和 7年 1月 | 就業規則等を改正し、職員に周知を図る。 |

II. その他の次世代育成支援対策

対象を自社の従業員に限定しない、雇用環境の整備以外の取組

目標 5 インターンシップ（学生の就業体験）やトライアル雇用等を通じた若年者の安定 就労・自立した生活の推進等を促進する。

| 《期 間》 | 《対 策》 |
|----------|---|
| 令和 5年12月 | インターンシップ等の受け入れ現状を把握する。 |
| 令和 6年 2月 | 受入方針・体制についてマニュアル等の再点検を実施する。 |
| 令和 6年 4月 | 地域の中・高・専門学校等と連携し、随時、積極的に受け入れる旨を関係機関に報告する。 |
| 令和6年 8月 | 地域の中・高・専門学校等と連携し、随時、積極的に受け入れる |
| 令和7年 4月 | 前年度の受入結果を職員会議等で報告し、引き続き次年度以降の受け入れに向けての課題・問題点等の情報収集ならびに改善策を検討する。 |

【 社会福祉法人 朋 愛 会 行動計画 （第3回） 】

女性活躍推進法に基づき職場生活において女性が個性と能力をより発揮できるよう、女性活躍推進一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年 9月 1日から令和 7年 8月31日までの2年間

2. 内 容

I. 女性活躍推進法対策

目 標 1 家族との団らんの時間を確保するとともに趣味活動等の参加を積極的に促すため計画期間内における年次有給休暇の取得日数を職員ならびに非常勤職員は、前年を上回る取得日数を目指す。

年次有給休暇取得目標 令和5年：職員13日以上、非常勤職員10日以上

年次有給休暇取得目標 令和6年：職員14日以上、非常勤職員11日以上

| 《期 間》 | 《対 策》 |
|----------|---|
| 令和 5年 9月 | 職員ならびに非常勤職員の令和5年の年次有給休暇取得状況を個別に調査するとともに各事業所単位ならびに職種別に取得状況を調査する。令和5年は、職員13日以上、非常勤職員10日以上の年次有給休暇取得を目標としている。目標達成に向け計画表の見直しを実施する。 |
| 令和 5年12月 | 職員にアンケート調査を実施し、年休取得について情報収集に努める。 |
| 令和 6年 1月 | アンケート結果を分析し、事業経営会議の際、問題点ならびに課題等について審議する。年次有給休暇取得の年間計画表の作成を奨励する。令和6年は、職員14日以上、非常勤職員11日以上の年次有給休暇取得を目標とする。 |
| 令和 6年 2月 | 全職員に対し、目標が達成するよう周知を図る。また、職員の誕生日に1日のバースデイ年休、また3日以上の休日が連続するリフレッシュ休暇を年1回以上取得するよう奨励する。子供の学校行事等へ参加しやすいよう、職員の月間予定の把握に努める。 |
| 令和 6年 6月 | 全職員に対し、6ヶ月経過時点での年次有給休暇の取得状況を調査し、公表する。現状の結果を職員会議等で報告し、実施に向け休暇取得の計画表の見直しを実施する。 |
| 令和 7年 1月 | 令和6年中の年次有給休暇取得結果を報告し、令和7年中は計画的取得できるよう予定計画表を作成するよう奨励する。 |

目標 2 日々の余暇時間を有効的に活用するため、所定外労働時間の削減のための対策を実施する。ノー残業デイ週3日間の完全実施

| 《期 間》 | 《対 策》 |
|----------|--|
| 令和 5年 9月 | 令和4年度に取組んだノー残業デイ週3日間の取組後の全職員、各事業所単位ならびに職種別に集計した所定外労働時間の実施時間を公表する。令和5年度もノー残業デイ週3日間の実施を目標とする。 |
| 令和 5年10月 | 職員に労働環境の状況について具体的なアンケート調査を実施し、情報収集に努める。 |
| 令和 6年 3月 | 現状を分析し、問題点ならびに課題について検討する。 業務の改善を図り、仕事と家庭の両立を推進する。定例会議ならびに安全衛生委員会、事業経営会議で取得趣旨、目標が達成するよう周知を図る。特別な業務がない限り就業時間終了後速やかに帰宅するよう職員に奨励する。 |
| 令和 6年 4月 | 令和5年度の所定外労働時間の結果を職員会議等で報告する。 引き続き令和5年度の目標を公表する。目標達成に向け必要に応じて計画の見直し等を実施する。 |

情報公表項目

令和5年8月現在

令和4年度の職員1月当たりの平均残業時間

| | |
|-----------|---------|
| 事務職 | 7. 7時間 |
| 医療職 | 5. 9時間 |
| 栄養士・調理職 | 4. 3時間 |
| 特養介護職 | 3. 8時間 |
| 訪問介護員 | 6. 5時間 |
| デイ介護職 | 4. 2時間 |
| ケアハウス介護職 | 4. 5時間 |
| 居宅介護支援専門員 | 17. 5時間 |
| 包括介護支援専門員 | 8. 7時間 |

職員1月当たりの平均残業時間 6. 1時間